外国為替証拠金取引を巡る主な動き

平成10年 4月 ◆外為法改正

(外国為替及び外国貿易法の改正による外国為替取引の自由化)

平成14年 6月 ◆金融庁HP「金融早分かりQ&A」に外国為替証拠金取引に係るQ&Aを追加

◆苦情相談数急増

平成13年145件が平成14年724件に急増(国民生活センター調べ)

平成15年 5月 **◆札幌地裁判決(5月9日、16日、6月27日)**

(外国為替証拠金取引について、説明内容の重要部分が虚偽および誇大であるとして不法行為の 成立を認め、過失相殺なしの被害者全面勝訴。)

- 9月 ◆大阪弁護士会「外国為替証拠金取引に関する申入書」 9月19日 -
- 10月 ◆福岡県警察本部、「ファーストクラブ」を家宅捜査

(架空の外国為替証拠金取引の投資話で3億円被害、顧客資金を騙し取った容疑で福岡県警、ファーストクラブを家宅捜査。)

- ◆全国の弁護士会で先物·為替被害110番の相談窓口設置の動きが相次ぐ
- ◆金融オンプズネット・外国為替証拠金取引について要請
- 11月 ◆外為取引仲介会社「フォレックスジャパン」営業停止

(マカオの外国為替取引業者の資金不足を理由にした事実上の倒産により、沖縄の仲介業者「フォレックスジャパン」が営業停止、総額200億円中125億円回収困難。)

◆国民生活センター、HPに注意喚起情報を掲載 - 11月25日 -

「相談急増!外国為替証拠金取引ー投資に関する知識経験が十分でない一般消費者は要注意ー」

- ◆全国消費者団体連絡会「外国為替証拠金取引に関する要請書」 11月28日 -
- 12月 ◆金融庁、証券会社に関する事務ガイドラインを改正-12月2日-

(ガイドラインにおいて、届出受理の際にリスク管理方法の整備、対顧客業務のルール整備が行われているか等をチェック。)

◆金融庁HPに注意喚起情報を掲載-12月2日-

「いわゆる外国為替証拠金取引について~取引者への注意喚起~」

- ◆一部の商品先物取引会社等による外国為替証拠金取引協会設立-12月10日 -
- ◆日弁連「外国為替証拠金取引および不招請の広告・勧誘禁止に関する意見書」-12月20日 -
- 平成16年 2月 ◆金融商品販売法施行令の改正(公布: 2月4日、施行4月1日)

(証券会社以外の商品先物業者や一般事業法人等が行う外国為替証拠金取引についても金融商品の販売等に関する法律の対象となるよう、同法施行令を改正。)

- ◆金融庁HPの注意喚起情報及び外国為替証拠金取引に係るQ&Aを改定し掲載 2月4日 いわゆる外国為替証拠金取引について~取引者への注意喚起~」
- 3月 ◆金融広報中央委員会、HPに注意喚起情報を掲載 3月11日 -

「警告 外国為替証拠金取引に注意!」

4月 ◆商品取引所法施行規則の改正(経済産業省、農林水産省:施行4月1日)

(外為証拠金取引を商品取引所員の財務の状況に影響を及ぼすおそれのある特定業務として当該業務の運営に関する事項を届け出させ、兼業規制の強化を図る。)

5月 ◆ソブリン事件判決

(海外のカウンターパーティーが日本のIBを通じて受け取った顧客資金を横領。行方不明金額は約6~7億円。IBを被告に訴訟が起こされ、判決では被害者の請求を一部認容。)

◆政府広報、「オンライン広報通信2004年6月号」(HP)に注意喚起情報を掲載 - 5月10日 -

(「悪質な投資商品にご注意」に、囲み記事として外国為替証拠金取引に関する注意喚起情報を記載。)